**財政状況資料集（令和元年度決算）の説明について**

**１　財政状況資料集とは**

「財政状況資料集」は、住民への分かりやすい財政状況の公開を行うため、「決算カード」「財政状況等一覧表」「財政比較分析表」「歳出比較分析表」「健全化判断比率・資金不足比率カード」の財政情報を整理・集約し、平成22年度決算分から「財政状況資料集」として再編成されたものです。

 平成27年度決算からは、地方財政の全面的な「見える化」の取組（住民一人コスト（性質別歳出、目的別歳出）、地方公会計の整備により得られる指標等の公表）を踏まえ、より一層、活用を図っていく観点から、内容を充実し、「性質別歳出」、「目的別歳出」、「公会計指標分析／財政指標組合せ分析」、「施設類型別ストック情報」の各項目が追加されました。

　また、平成29年度からは、「基金残高（東日本大震災分を含む）に係る経年分析」の項目が追加されました。

**２　共通的な説明**

（１）分析にあたっては、人口及び産業構造等により全国の市町村をグループに分類（「令和元年度類似団体別市町村財政指数表」の類型（別掲「類型区分一覧表」参照）に準拠した類型）し、類似した団体間（各グループ）で比較を行っています。「類似団体平均」とは、当該団体と同じグループに属する団体の平均値です。

（２）各指標の値は、令和元年度地方財政状況調査の普通会計決算（注１）の値に基づき算出しています。ただし、ラスパイレス指数は、令和2年地方公務員給与実態調査（令和2年4月1日現在）に基づいています。

（３）「全国市町村平均」とは、全国の全市区町村の平均値で政令指定都市及び特別区を含んでいます。ただし、財政力指数及び経常収支比率については、特別区を除いています。

（４）「大阪府市町村平均」とは、大阪市と堺市を含む府内43市町村の平均値です。

（５）平均値の算出にあたっては、財政力指数およびラスパイレス指数は単純平均、その他の指標については加重平均としています。ただし、ラスパイレス指数の平均のうち、全国市及び全国町村の平均は加重平均としています。

（注１）「普通会計」とは、市町村の主な会計である一般会計に国民健康保険事業、水道事業などの公営事業会計を除く特別会計を加えた会計です。

**３　指標の説明**

（１）財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数

財政力指数は、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間（平成29年度、平成30年度及び令和元年度）の平均値で、この数値が高いほど財源に余裕があるといえます。

（２）経常収支比率・・・地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標

経常収支比率は、職員給などの人件費、生活保護や児童手当の給付に係る扶助費、地方債の償還に係る公債費などの毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等に占める割合です。この指標は、経常的経費に経常一般財源がどの程度充当されているかを見るもので、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

＊　経常収支比率の算式

人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源

経常収支比率＝　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　×100

　　　　　　　　　　経常一般財源等（地方税＋普通交付税等）＋減収補填債（特例分）＋臨時財政対策債

（３）人口1人当たり人件費・物件費等決算額

各市町村の人件費、物件費及び維持補修費の合計額を各市町村の人口（令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口）1人当たりで示すものです。

なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

（４）将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、早期健全化基準（350％以上）として用いられます。

財政状況資料集では、将来負担額を充当可能財源が上回った場合、マイナスの数値として表示せず、（－）として表示されます。

＊　将来負担比率の算式

A－（B＋C＋D）

将来負担比率＝

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E－F

　　　　A：将来負担額

B：充当可能基金額

C：特定財源見込額

D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

E：標準財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）

F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

※将来負担額（上記A 関係）①から⑧までの合計額

① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第５条各号の経費に係るもの）

③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

⑦ 連結実質赤字額

⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額（上記B 関連）

①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第２４１条の基金

（５）実質公債費比率・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

平成19年度の算定より、都市計画事業に係る公債費の償還に充当した都市計画税を特定財源として控除することとなりました。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては、早期健全化基準（25％以上）及び財政再生基準（35％以上）として用いられます。

＊　実質公債費比率の算式

（A＋B）－（C＋D）

実質公債費＝

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　E－D

　　　　A：地方債の元利償還金

　　　　B：準元利償還金

　　　　C：特定財源

　　　　D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

　　　　E：標準財政規模

　　　　※「準元利償還金」（上記B関連）①から⑤までの合計額

① 満期一括償還地方債について、償還期間を３０年とする元金均等年賦償還とした場合における１年当たりの元金償還金相当額

② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

④ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの及び利子補給費

　　　　　⑤ 一時借入金の利子

（６）人口千人当たり職員数

各市町村の職員数（令和2年4月1日現在）を各市町村の人口（令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口）千人当たりで示すものです。

（７）ラスパイレス指数・・・地方公務員の給与水準を表すもの

国家公務員の俸給を基準として地方公務員の給与の水準を示すものです。

（８）人件費及び人件費に準ずる費用の分析

性質別分類上の人件費だけではなく、物件費に含まれる臨時職員の賃金や、補助費等に含まれる公営企業（法適）等に対する繰出金のうち人件費相当分など、人件費に準ずる費用も含めたトータルの実質的な人件費のベースで比較・分析を行っています。

　　具体的には、

　　・人件費

　　・賃金（物件費）

　　・一部事務組合負担金のうち人件費相当分（補助費等）

　　・公営企業（法適）等に対する繰出しのうち人件費相当分（補助費等）

　　・公営企業（法適）等に対する繰出しのうち人件費相当分（投資及び出資金・貸付金）

　　・公営企業（法非適）等に対する繰出し等（繰出金）

　　・事業費支弁人件費（投資的経費）

　　の合計から、退職金を除いた決算額の人口1人当たりの額について、類似団体との比較を行っています。

（９）公債費及び公債費に準ずる費用の分析

実質公債費比率の考え方に従い、性質別分類上の公債費に加え、公債費に準ずる経費も含めたベースで比較・分析を行っています。

　　具体的には、実質公債費比率の算出において用いられる、

　　・元利償還金の額（繰上償還額等を除く）

　　・積立不足額を考慮して算定した額

　　・満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）等

　　・公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰入金

　　・一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金に充当する一般財源等額

　　・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものに充当する一般財源等額

　　・一時借入金利子（同一団体における会計間の現金運用に係る利子は除く。）

　　　の合計から、地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の

　　　算定に用いる基準財政需要額に算入された額を除いた決算額の人口1人当たりの額について、

類似団体との比較を行うこととします。

（１０）普通建設事業費の分析

単独事業費分の内訳を含め人口1人当たりの決算額について、類似団体との比較を行っています。

（１１）有形固定資産減価償却率の分析

　有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示しています。

一般的に数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新等の必要性を推測することができます。

＊　有形固定資産減価償却率の算式

　 減価償却累計額

有形固定資産減価償却率＝

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 償却資産評価額　＋　減価償却累計額